

# 誰もが 安心して生活できる 地域を目指して



## 1 概要・目的 武雄市認知症高齢者・障がい児者あんしん登録制度

まずは登録を！

市では、認知症になっても障がいがあっても安心して地域で生活できるよう、認知症高齢者及び障がい児・障がい者について、市と警察署で情報を共有しておく制度です。

これにより、行方不明時のスムーズな捜索活動、早期発見、保護などにつなげることを目的としています。

制度の利用には、事前の登録申請が必要です。

## 2 登録の対象者 ①②及び③か④のどちらかに該当する方

- ① 市内に住民票があり居住している方
- ② 在宅で生活している方
- ③ 行方不明となる可能性のある認知症高齢者（若年性認知症を含む）
- ④ 行方不明となる可能性のある障がい児・障がい者  
（療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方）

## 3 申請方法

申請書に必要事項をご記入のうえ健康課または福祉課へご提出ください。

申請書ダウンロードは  
こちらから



登録した方は保険事業に加入できます

## 1 概要 武雄市認知症高齢者・障がい児者個人賠償責任保険事業

認知症高齢者及び障がい児者が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症高齢者及び障がい児・障がい者を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものです。

保険料は市が全額負担します。

## 2 加入の対象者

上記制度に事前登録をされた方

※ただし、認知症高齢者は聞き取り等による一定の基準を満たす方が対象

## 3 申請方法

申請書に必要事項をご記入のうえ健康課または福祉課へご提出ください。

申請書ダウンロードは  
こちらから



## 4 補償内容

賠償金額：3億円（上限）

賠償内容：被害者への治療費、通院交通費、財物の修理代 等

その他：交通傷害事故による死亡または後遺障害 2万円

## 例えば

- ・自転車で歩行者にぶつかり、怪我を負わせてしまった。
- ・線路内に立ち入り電車に接触、車両損壊、遅延を与えてしまった。



詳しくは 健康課 ☎0954-23-9135  
福祉課 ☎0954-23-9235